

よしだ議会だより

臨時号

吉田町議会
〒421-0395
静岡県榛原郡吉田町住吉 87
電話 (0548) 33-2141
平成24年9月発行
責任者 議長 八木 栄

第2回臨時会 議決手続に違反なし 議会の意思は変わらなかった

8月23日、第2回臨時会が開催され、先の定例会(3月23日)・臨時会(3月28日)に提出された教育委員会の委員の任命に関する人事案が再議に付された。

町長から提出された再議の理由は、先の議決の起立表決から議決に至るまでの過程において地方自治法や議会会議規則に違反があったとするものである。

【関連記事】
再議理由 2ページ
質疑 3ページ
討論 3、4ページ

議会は教育委員会の委員を選任する立場にはない。
議会は一刻も早く新たな教育委員会の委員が選任されることを期待している。

教育委員会の存在意義は

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項では、教育長は当該教育委員会の委員のうちから教育委員会のうちから教育委員の人事案件を審議したのである。

町の教育政策方針を立案するのは、教育委員会である。

議会は、起立表決において違反したとの客観的な事実はなく、また、議長裁決においても再議に付される理由はないとし、「先の議決

再議ってなに？ 進め方は？

◎地方自治法第176条第4項(*)により、町長は議会が法令や会議規則に違反したと認められた時は再議に付さなければならず、議会はそれを拒否することはできない。

◎再議の方法に関しては、以下の二つの方法がある。

一 議決事項が権限を超え又は議決の内容が法令等に違反した場合の再議については、「先の議決のとおり決定すること」について採決する。

二 議決の手続き等が権限を越え又は法令等に違反した場合の再議については、改めて審議を行うというところで、原案を議題として採決する。

(地方議会議事次第書・書式例第三次改定版 全国町村議会議長会編(学陽書房))

◎今回は 二 にあたるが、以下の記述がある。

再議に付すべき事由がないのに、長が再議した時は、再び審議し、この中で違法性の有無を取り上げ長の見解をただし、違法性がないと認めるときは前の議決通り可決することになります。

(議員・職員のための議会運営の実際11(自治日報社))

* 地方自治法第176条 第4項

普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わなければならない。



議 案 件 名	藤田和寿	河原崎昇司	増田宏胤	大塚邦子	吉永満榮	佐藤正司	枝村和秋	三輪正邦	平野積	山内均	杉本幸正	増田剛士
第38号議案吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて(再議)	賛成	反対	賛成	反対	反対	反対	賛成	反対	賛成	賛成	賛成	賛成

* 表決結果は「先の議決は適切な議決であったとすること」に対する賛否を示した。

第38号議案会議録 ～議決に関する議長発言～

○議長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 賛成6名です。

議長の私でございますが、私は反対といたします。

したがって、本案は不同意ということになりました。



再議理由（第38号議案の議決に対して）の主旨と論点

1 吉田町議会会議規則第77条第2項違反

再議理由の主旨	論点
起立表決において、起立者の多少を判断できないような場合(いわゆる起立者と起立しなかった者が同数の場合)議長は、 <u>記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</u>	吉田町のような少ない議員数(議長を除き12人)の議会において、起立者の多少を判断できないような場合とは如何なる時か。

2 地方自治法第116条第1項違反

再議理由の主旨	論点
起立表決は「起立者の多少を認定するもの」であり、起立しなかったすべての者を反対とみなすことはできないものである。起立採決後、その結果をもって、直ちに「可否同数」と判断することはできない。よって、 <u>議長裁決はできない。</u>	起立していない者を反対とみなして可否同数と判断できないのか。

3 地方自治法第116条第2項違反

再議理由の主旨	論点
本件の議長の議事運営は、議長の裁決に係る宣言は、ただ単に「賛成6名です。」と起立表決の結果を宣言したに止まり、採決結果を宣言していない。よって、 <u>議長は、明らかに議員として表決に加わっているものと判断する。</u>	起立表決の結果を宣言した後に「議長の私」と議長としての判断を述べている。これが、起立表決に加わったことになるのか。

【関連法令および会議規則】

1 地方自治法

第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

2 吉田町議会会議規則

第77条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

第38号議案の再議における質疑の要約

	質 問	答 弁
過去の例について	全国の地方議会でも、吉田町議会でも過去同じ議事進行で議長裁決した例がある。なぜ今回は再議に付すのか。	当時、自治法176条第4項に頭がいかなかった。申し訳ない。過去の議案を再議に付すかは議長と相談する。
今回の再議について	正式には再議にかける時期の指定は無いが、通常は次の定例会で掛けるようになっている。なぜ、今（8月23日）なのか。違反ではないかと気づいたのはいつか。	違反ではないかと気づいたのは最終的に7月中旬である。気づくのが遅かったことは、ひとえに私の能力不足である。
再議の違反性について	吉田町議会（表決権を持つ議員数：12人）の場合、起立者が6人であれば、起立していない者と同数と判断できると思うが。	起立表決は「起立者の多少」を判断するものである。多いか少ないかを判断するものであるから、同数の場合は多少を判断できないと解釈すべき。
	会議規則には「起立者の多少を認定しがたいとき」が如何なる時であるかの記載はない。解説書*には議員数が多くて一見して過半数を判断しかねる時などの例を挙げている。吉田町のように明らかに判断できる場合はそれに当たらないと考える。	多いか少ないかを判断する時に、同数は含まず、同数の場合は、多少を認定しがたいときと解釈すべき。
	可否同数に関して、議員必携には起立表決で起立していない者は否とみなすとある。また、会議規則では白票は否とするとしている。よって、起立者が6人であれば、可否同数と判断できると考える。	議員必携の記載は認識しているが、起立者の多少の認定において、同数の場合は、本当に可と否が同数であるかを確認しない中では可否同数は決められないと考える。
	再議書に議長は「起立表決の結果を宣言したに止まり」と記載しており、町は、議員による起立表決は終わったことを認めている。その後「議長の私」として議長裁決を行ったので採決に加わってはいない。	議長は可否同数を決定する前に反対の意思を表明したのであるから採決に加わったものと考える。
	今回の件は解釈の違いによるものである。それを再議に付すべき客観的事実とみなすのには問題がある。	一般的な法律解釈に従えば、町の認める違反との結論に結びつくと考えている。

* 解説書：法律の解釈に関する参考文献

賛成討論

**★起立表決において
人数の確認は可能**

増田剛士 議員

当町議会は、起立表決の際、人数の確認が容易である。当該議案の表決は、賛成起立者6人と判断でき、過半数に達していないことが明白である。

また、議長裁決の手続きにおいて、異議なしと全会一致で議案が認められたものである。

枝村和秋 議員

本件は、3月議会定例会において慎重に審議され、賛成・反対双方の討論もされ、議決の運びとなった。可否同数についての町の考え方も聞いたが、議場にいる議員にとって可否同数は明白であり、出席議員からもその進め方に異議が出されて

いない。

よって議決は適正と
考え、先の議決のとお
り決定することに賛成
である。

増田宏胤 議員

再議書の理由に、議長
の裁決における議長の
発言が問題視されてい
るが、6人と明言されて
おり、可否同数が議場
にいる議員にとって確
認でき、議長の判断に
対して議員から異議が
出されていなく、起立
しない議員が、棄権な
のかの確認について
も、異議を唱える議
員はなく実質的に瑕
疵（かし）のない議事
運営であると判断す
る。

よって議決する手続
きが、法令に違反して
いることはないと考え
る。

山内均 議員

「地方自治法第116
条第1項」議会の議
事は、出席議員の過
半数でこれを決し、可
否同数の時

は議長の決するところ
による。

「議員必携」では、『起
立表決は、賛成者を起
立させ、議長が、起立
者の多少を認定して可
否を宣言する。起立し
ない者の中には、反
対者、態度保留者、棄
権者等も含まれるが、
その理由の如何にか
かわらず実質的に反
対とみなされること
になる。議長が起立
者の多少を認定し難
いとき、投票で表決
を採らなければなら
ない』(抜粋)とある。

吉田町議会では出席
議員12人であり客観
的判断ができるものと
みなし、多少を認定
し難いときに充てる
には不合理であると
判断する。

☆ 客観的事実に基づくものではない

平野積 議員

今回の違反理由は客
観的事実(例えば、定
数不足での議決など)
に

基づくものではなく、
再議に付するに値し
ない。

第38号議案の審議
は、全国の地方議会
において一般的に行
われている議事の進
め方であり、吉田町
議会でも過去同じ方
法で議事を進めてい
る。会議規則や地方
自治法の文言にはさ
まざまな見解があり
、今回の理由はその
中から「違反である
」との結論に結び
付けられる見解のみ
を理由に挙げて作成
したものである。

藤田和寿 議員

起立採決から議決の
手続きに問題はない。
① 有権解釈(*)では
なく、実務の助言で
ある諸説の中から一
説を用いた再議理由
としている。
② 違反の指摘は、議
決内容の間違いや議
決の結果とした客観
的事実はない。
③ 議会は、法令や
会議規則で網羅でき
ない部

分を、会議経験を
生かして合理的な
運営で議事を
行った。

④ 議長裁決結果に
、議員全員が認め
、異議もなく議決
している。
以上の理由から、
先の議決のとおりで
ある。

*有権解釈

国家機関によって
行われる法の解釈。

反対討論

☆ 違反を認め議決を 取り直すべき

大塚邦子 議員

議会には町の団体
意識を決定する重
い責任がある。今
回町から挙げた
点については、議
会制民主主義を
堅持する立場
から、法律・法
令・会議規則に
則り議決する
必要がある。指
摘があり、気が
付いた以上議
会として常識
的判断のもと
で、議決を取り
直すべきであ
る。

佐藤正司 議員

手続きに違反があ
ったので反対す
る。再議に付され
たのだから、改
めて議決をやり
直し、今後は
会議規則、法令
に則った議会運
営をしていくべ
き。

吉永満榮 議員

第38号議案の議
決は、改めて可
否同数の採
決方法をどう
するかで
あり、自治
法第176条
第4項によ
る再議は、
その理由を
示し、これ
を再議に
付すもの
として、審
議のやり
直しを求
める拒
否権であ
る。これ
は町長
と議会
との意見
対立の
調整と
議決な
どの適
正な確
保を図
り町政
の運営
の停滞
と混乱
を避け
る制度
と理解
する。違
法性
がある
なら改
善して、
町政運
営を正
常に
戻す
ため
法律
どお
り再
議に
付す
とし
て反
対討
論と
す
る。

河原崎昇司 議員

可否同数という
ことの中で、厳
しい判断をし
た。今回町当
局から出さ
れた参考資料
を読んで、その
手法に少し違
いがあり、吉
田町議会規則
第77条第2
項、地方自治
法第116条
1項、2項に
違反がある。
議会の正常
化を望む。

第39号議案吉田町
教育委員会の委員
の任命につき同意
を求めることにつ
いて(再議)に関
しても前記再議理
由の1および2を
理由として再議
に付されたが、同
様の表決結果であ
ったため詳細は省
略した。

議会広報特別委員会

- 委員長 吉永 満榮
- 副委員長 河原崎昇司
- 委員 増田 剛士
- 委員 杉本 幸正
- 委員 山内 均
- 委員 平野 積
- 委員 三輪 正邦